インドネシアの新型コロナウイルス対策 特別入国許可措置/滞在許可措置について

新型コロナウイルス感染拡大により、インドネシアへの入国制限及びビザ延長申請並びに新規ビザ申請の 受付が停止されたなどの経緯を受け、インドネシア政府が講じた特別措置等について、現地の最新情報をレポートします。

■インドネシア国内への入国制限について

現在、以下 6 項目の該当者に限りインドネシアへの入国が可能とされ、6 項目に該当しない外国人はインドネシアへの入国が制限されている状況が続いています。

入国許可対象者

- 1. インドネシアでの永住許可または長期滞在許可を保有する人
- 2. 公用又は外交官ビザを保有する人
- 3. インドネシアでの赴任中の公用又は外交官滞在許可を保有する人
- 4. 医療援助及びサポートの職員(人道上の理由及び目的に基づく)
- 5. 海洋、航空、陸路の輸送のクルー
- 6. 国家戦略プロジェクトに取り組む外国人

■特別入国許可措置について

上記で示したとおり、滞在許可保持者以外はインドネシアへの入国が制限されてきましたが、2020 年 6 月 11 日付けで、インドネシア投資調整庁(以下 BKPM)として外国人の渡航支援を行う対策措置が講じられました。

BKPM 長官宛てに支援申請書を提出した後、BKPM の評価チームにて審査が行われます。申請条件については、最低投資額や最低雇用人数等の設定はなく、支援希望者がインドネシアに入国し従事することで支援申請企業の活動が促進し、更にはインドネシアの経済に良い効果をもたらすか、メリットがあるか等が主なポイントとなり審査されます。

現状、同措置を利用してビザ発給及びインドネシアに入国した事例はまだ少ない様ですが、既に 1 週間で 100 件前後の申請がされているとのことです。審査期間は約 14 営業日との情報もありますが、インドネシアでは引き続き大規模な社会的制限(PSBB)が行われており、BKPM 担当官の出勤率も 100%でないことから、申請件数の増加と並行して審査期間も長くなることが予測されます。

これから申請を検討されている方は、その都度正確な情報に基づき不備のないよう準備をされることをお勧めいたします。それでは、BKPM投資促進政策アドバイザーオフィスが発表した基本的な申請の流れと注意事項をご紹介します。

BKPM 推薦状 申請の流れ

- ① 必要書類を直接 BKPM の窓口へ持参し、受理票(Tanda Terima)を取得する ※申請時に書類内容について応答できない、または書類の不備等がある場合、受け付けてもらえない。
- ② BKPM 評価チームにて審査が行われる

- ※不明な点等があれば、BKPM 評価チームスタッフより直接コンタクトパーソン宛てに連絡が入る。 審査結果及び BKPM 推薦状発行時期がコンタクトパーソン宛てに通知される
- ③ 申請時に取得した受理票を持参のうえ、直接 BKPM の窓口にて BKPM 推薦状を取得する。

BKPM 推薦状 申請先及び取得元、申請書類について

	決定事項	方法	注意事項
申請先	インドネシア投資調整庁(BKPM)	必要書類を直接窓口へ持参し申請/	申請書類内容を理解
及び	長官宛て	直接窓口にて受理票を取得	しているインドネシア
取得元	住所:		語話者が好ましい
	Kantor BKPM, Gedung Ismail		
	Saleh Lt.2, Jl. Gatot Subroto		
	Kav.44, Jakarta Selatan		
申請書	規定書式なし、自由フォーマット	<u>必要記載事項</u>	コンタクトパーソン宛
書式		・支援希望者情報(氏名、パスポート	てに書類に関する問
		番号、国籍、役職)	い合わせ及び審査結
		・支援希望者の入国目的	果が通知されるた
		・投資計画(投資額、プロジェクトロケ	め、書類内容を理解
		ーション)	しているインドネシア
		または企業情報(企業名、所在地、投	語話者が好ましい
		資額、雇用人数)	
		・コンタクトパーソン情報(氏名、E メー	
		ルアドレス、電話番号)	
		・代表取締役または取締役の署名が	
		されているもの	
添付	・渡航予定者のパスポートの写し	写しを申請書類と併せ提出	NIBを未取得の企業
書類	・事業基本番号(NIB)の写し		は事前に OSS にて
			NIB を取得すること

ビザの新規取得の場合は、BKPM 推薦状取得の他に、テレックスとは別にイミグレーションにて許可書を取得する必要があるとの情報もあります。BKPM 推薦状取得後、BKPM から自動で入管へ連絡が行くようになっていますが、BKPM 経由で確認が取れないケースもあるようですので、BKPM 推薦状受取時に当局担当者へ直接確認を行うことをお勧めいたします。

また、既にテレックスが発行されながら有効期限が切れてしまっている場合は、BKPM 推薦状取得後にテレックスの再有効申請を行う必要がありますので十分にご注意ください。

在日インドネシア大使館よりテレックスの再有効化の登録完了の通知を受けたのち、査証申請へと手続きを進めることが可能となりますが、現在は査証申請にあたり英訳の健康診断、PCR 検査証明書は不要とされているようです。しかしながら、インドネシア渡航時には7日以内の英訳PCR 検査証明書(陰性)の提示が必要となりますので事前にご準備ください。

■新型コロナによる滞在許可救済措置の終了について

2020 年 7 月 10 日付で、インドネシア法務人権省入国管理総局は入国管理事務所の業務を再開するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を受けて適用してきた滞在許可に係る救済措置を順次終了させる回状を発表し、7 月 13 日より施行が開始されました(2020 年法務人権省出入国管理総局長回状 No. IMI-GR.01.01-1102 7 月 10 日)。対象となる救済措置は以下の表のとおりです。

	IMIT-GK.01.01-1102 7 F		月 10 日)。対象となる救済措直は以下の表のとおりです。			
該当	当ケース	内	容	期限	ペナルティ	
Ι	インドネシア国外	1	ンドネシア国外滞在中に一時滞在許可	同回状施	期限内に再入国し延長	
	滞 在 中 に	(I	TAS/KITAS、以下 ITAS)/定住許可	行7月13	手続きを行わない場	
	ITAS/ITAP/IM	(I'	TAP/KITAP、以下 ITAP)/再入国許可	日から 60	合、新規に査証を申請	
	Κ が失効した外	(لا)	J下 IMK)が失効した外国人は、同回状施	日以内	する必要がある	
	国人	行	日の 7 月 13 日から 60 日以内にインドネ			
		シ	アに再入国し、関係省庁からの同意書に			
		基	づき、管轄の入国管理事務所において、			
		そ	の更新手続きを行うことができる			
П	Ⅱ インドネシア国内		国管理事務所の業務が再開されたことか			
	滞在中で有効な	ら	、インドネシア国内滞在中で、有効な			
	ITAS/ITAP/ITK	IT	AS/ITAP/訪問滞在許可(ITK、以下			
	所持者	IT	K)を所持している外国人は、入国管理事			
		務	所に滞在許可の延長を申請することがで			
		き	5			
Ш	「やむを得ない場	1	再入国許可(ITK)保持者	同回状施	期限内に申	1~5 の
	合の滞在許可		ITKの有効期限が切れITKTによりイン	行7月13	請ができない	いずれ
	(ITKT)」により		ドネシア国内に滞在中の外国人は、新型	日から 30	場合、30日以	におい
	インドネシア国内		コロナウイルスが収束せずインドネシア	日以内	内にインドネ	ても、
	に滞在中の外国		国外に移動する手段のなかった時期より		シアから出国	期限内
	人		前に保持していた ITK の延長を行うこと		する義務があ	に所定
			ができる		る	の手続
			また、法令の定めに従って ITAS への変			きを行
			更を申請することができる			わない
		2	一時滞在許可(ITAS)保持者	同回状施	期限内に申	場合や
			ITAS の有効期限が切れ ITKT によりイ	行7月13	請を行わない	出国し
			ンドネシア国内に滞在中の外国人は、上	日から 30	または行うこ	ない場
			記1と同様、ITAS の延長を申請すること	日以内	とができない	合に
			ができる		場合、30日以	は、行
			また、この措置に基づいて ITAS を延長		内にインドネ	政処分
			した外国人は、法令の定めに従って		シアから出国	が課さ
			ITAP への変更を申請することができる		する義務があ	れる
					る	

		3	定住許可(ITAP)保持者	同回状施	期限内に申	
			ITAP の有効期限が切れ ITKT でインド	行7月13	請を行わない	
			ネシア国内に滞在中の外国人は、上記1	日から 30	または行うこ	
			と同様、ITAPの延長を申請することがで	日以内	とができない	
			きる		場合、30日以	
					内にインドネ	
					シアから出国	
					する義務があ	
					る	
		4	到着ビザ(VOA)保持者	同回状施	期限内に申	
			VOA の有効期限が切れ ITKT でインド	行7月13	請を行わない	
			ネシア国内に滞在中の外国人は、新型コ	日から 30	または行うこ	
			ロナウイルスが収束せず、インドネシア	日以内	とができない	
			国外に移動する手段がなかった時期以		場合、また、	
			前に保持していた VOA の滞在許可の延		既に一度延	
			長を申請することができる		長手続きを行	
					った外国人	
					は、30日以内	
					にインドネシ	
					アから出国す	
					る義務がある	
		5	査証免除(BVK)で滞在している外国人	同回状施	期限内にイン	
			査証免除の有効期限が切れ ITKT でイ	行 7 月 13	ドネシアから	
			ンドネシア国内に滞在中の外国人は、同	日から 30	出国する義務	
			回状施行日の7月13日から30日以内	日以内	がある。	
			にインドネシアから出国する義務があ			
			る。			
IV	テレックス査証と	現	在インドネシア滞在中で新たなテレックス			
	労 働 許 可	査	証及び労働許可を所持している			
	(notifikasi)を有	IT	AS/ITK 所持者は、インドネシアを出国し			
	している一時滞	て:	在外インドネシア公館に査証を申請せず、			
	在許可(ITAS)/	イ:	ンドネシア国内の最寄りの入国管理事務			
	再入国許可	所	において ITAS/ITK の申請ができる。			
	(ITK)所持者					

(参照元: 在インドネシア日本国大使館ホームページ https://www.id.emb-japan.go.jp/

: インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ https://www.imigrasi.go.id/)

現在、現地状況の変化に伴い、インドネシア出入国及びビザ申請に関する規定が随時改訂・変更されております。これからビザの申請やインドネシアへの渡航を検討されている方におかれましては、出来る限りこまめに最新情報を確認し行動されることをお勧めいたします。また、本件に関する新しい情報が入り次第、続報としてレポートします。

※このレポートは 2020 年 7 月 22 日現在での情報です。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地: Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 46

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者: PT.JC 武井 和宏(たけい かずひろ)

対象エリア:インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。